

# 第28回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月28日(金) 午後2時30分から午後3時2分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室

3. 出席委員 16人  
会長 17番 山田健一  
会長職務代理者 11番 山本登  
委員 1番 居内和則  
2番 鬼塚秀明  
3番 鎌田直人  
4番 川崎伸弘  
5番 遠藤優一  
6番 福田稔  
7番 松尾貴子  
8番 藤田政揮  
9番 中川一弘  
10番 立石雄治  
12番 小田切英治  
13番 佐々木義彦  
14番 鈴木圭一  
15番 矢萩一毅

4. 欠席委員 16番 首藤勝広

5. 議事日程  
報告第 1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について  
議案第 1号 現況証明について  
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について  
議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 5号 網走市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)について  
議案第 6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第 7号 農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第 8号 農地保有合理化事業に係る買入協議について

6. 議事録署名委員 5番 遠藤優一 6番 福田稔

7. 出席事務局職員  
事務局次長 高畑公朋  
農地係長 石垣友伯  
農地係主事 安藤愛子

## 8. 会議の概要

事務局次長	ただ今より、網走市農業委員会第28回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局次長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。本日の会議の議事録署名委員として、5番遠藤委員、6番福田委員の両委員を指名いたします。 それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の変更について」、事務局に報告の説明を求めます。
事務局議長	(報告第1号の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) なければ、以上で報告を終わります。それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。
事務局議長	(議案第1号の朗読説明) 議案第1号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。
事務局議長	(議案第2号の朗読説明) なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上です。
議長	議案第2号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号については、初めに1番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局議長	(議案第3号1番の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上です。

議長

議案第3号1番について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号1番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第3号2番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、4番、川崎委員の退席を求めます。

(川崎委員退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号2番の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上です。

議長

議案第3号2番について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号2番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(川崎委員着席)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号につきましては、農地法第5条の許可要件を満たす必要がございますが、申請書と現地調査結果に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の3から4ページに記載しております。以上です。

議長

議案第4号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号については、農地法第5条の許可基準を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

議長

異議なしと認め原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「網走市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局  
議長

(議案第5号の朗読説明)

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号の朗読説明)

なお、議案第6号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

1番  
議長

はい、何もございませんでした。

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第6号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第7号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第7号の朗読説明)

なお、議案第7号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の5ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

1番  
議長

はい、何もございませんでした。

議案の説明、農地常任委員会からの報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第7号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

議長

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第8号「農地保有合理化事業に係る買入協議について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第8号の朗読説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第8号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第28回総会を閉会いたします。